

令和5年12月11日

記者発表配付資料

- 令和5年12月高知県議会定例会提出予定案件概要
- 令和5年12月高知県議会定例会提出予定議案目録
- 令和5年12月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明
- 令和5年度12月補正予算（案）の概要

令和5年12月高知県議会定例会提出予定案件概要

○提出予定議案 ----- 29件

令和5年度補正予算 ----- 9件
条例その他議案 ----- 20件

1 令和5年度補正予算 ----- 9件

	(補正額)	(累計額)
一般会計	30,718,224千円	518,373,372千円
特別会計	1,056,438千円	295,663,894千円
企業会計	570,582千円	22,967,752千円

2 条例その他議案 ----- 20件

条例議案 ----- 5件
その他議案 ----- 15件

令和5年12月高知県議会定例会提出予定議案目録

○ 予 算

- 第 1 号 令和5年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 令和5年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第 3 号 令和5年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 4 号 令和5年度高知県県営林事業特別会計補正予算
- 第 5 号 令和5年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第 6 号 令和5年度高知県流域下水道事業会計補正予算
- 第 7 号 令和5年度高知県電気事業会計補正予算
- 第 8 号 令和5年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第 9 号 令和5年度高知県病院事業会計補正予算

○ 条 例 そ の 他

- 第 10 号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第 13 号 高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 14 号 高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 15 号 令和6年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第 16 号 公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案
- 第 17 号 高知県立県民文化ホールの指定管理者の指定に関する議案
- 第 18 号 高知県立美術館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 19 号 高知県立文学館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 20 号 高知県立歴史民俗資料館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 21 号 高知県立坂本龍馬記念館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 22 号 高知県立牧野植物園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 23 号 田ノ浦漁港製氷貯氷施設の指定管理者の指定に関する議案
- 第 24 号 高知県立のいち動物公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 25 号 高知県立春野総合運動公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 26 号 県有財産（高知中央産業団地）の処分に関する議案
- 第 27 号 野根海岸海岸災害復旧工事請負契約の締結に関する議案
- 第 28 号 都市計画道路はりまや町一宮線防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 29 号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

令和5年12月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明

第 10 号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案

(行政管理課)

議会の議員及び知事等に対して支給する期末手当の額について、一般職の職員の例により改定をする等必要な改正をしようとするもの

第 11 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

(行政管理課、県立病院課、教職員・福利課、警務課)

高知県人事委員会の議会及び知事に対する令和5年10月13日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員の給料月額並びに職員に対して支給する初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当の額の改定をするるとともに、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行による地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正を考慮し、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することとし、併せて新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）の施行により新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）及び地方自治法が一部改正されたことを考慮し、国、他の地方公共団体等から派遣された職員に対して支給する災害派遣手当に係る規定の整備をしようとするもの

第 12 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案

(税務課)

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和4年政令第300号）の施行による地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部改正を考慮し、個人の県民税の賦課徴収に関する市町村長から知事への報告事項について必要な改正をしようとするもの

第 13 号 高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案

(医療政策課)

医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の一部改正を考慮し、病院の人員の基準における栄養士の員数に管理栄養士を追加しようとするもの

第 14 号 高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案

(国民健康保険課)

国民健康保険制度が抱える構造的な課題への対応として県全体の医療費等を県全体で支える統一保険料を導入するために必要な規定の整備を行うとともに、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第243号）の施行による国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）の一部改正に伴い、同令の引用規定の整理をしようとするもの

第 15 号 令和6年度当せん金付証票の発売総額に関する議案

(財政課)

令和6年度において、全国自治宝くじ及び西日本宝くじの共同発売に本県も参加するため、この発売総額について、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 16 号 公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案

(市町村振興課)

高知県広域食肉センター事務組合が解散することに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第2項の規定により公平委員会の事務の受託を廃止することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 17 号 高知県立県民文化ホールの指定管理者の指定に関する議案

(文化国際課)

高知県立県民文化ホールの指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立県民文化ホール
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市本町三丁目3番39号
高知県立県民文化ホール共同企業体
- (3) 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

第 18 号 高知県立美術館の指定管理者の指定に関する議案

(文化国際課)

高知県立美術館の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立美術館
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市高須353番地2
公益財団法人高知県文化財団
- (3) 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

第 19 号 高知県立文学館の指定管理者の指定に関する議案

(文化国際課)

高知県立文学館の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立文学館
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市高須353番地2
公益財団法人高知県文化財団
- (3) 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

第 20 号 高知県立歴史民俗資料館の指定管理者の指定に関する議案

(歴史文化財課)

高知県立歴史民俗資料館の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立歴史民俗資料館
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市高須353番地2
公益財団法人高知県文化財団
- (3) 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

第 21 号 高知県立坂本龍馬記念館の指定管理者の指定に関する議案

(歴史文化財課)

高知県立坂本龍馬記念館の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立坂本龍馬記念館
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市高須353番地2
公益財団法人高知県文化財団
- (3) 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

第 22 号 高知県立牧野植物園の指定管理者の指定に関する議案

(自然共生課)

高知県立牧野植物園の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立牧野植物園
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市五台山4200番地6
公益財団法人高知県牧野記念財団
- (3) 指定期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

第 23 号 田ノ浦漁港製氷貯氷施設の指定管理者の指定に関する議案

(漁港漁場課)

田ノ浦漁港製氷貯氷施設の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
田ノ浦漁港製氷貯氷施設
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
宿毛市小筑紫町田ノ浦1337番地2
すくも湾漁業協同組合
- (3) 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

第 24 号 高知県立のいち動物公園の指定管理者の指定に関する議案

(公園下水道課)

高知県立のいち動物公園の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立のいち動物公園
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
香南市野市町大谷738番地
公益財団法人高知県のいち動物公園協会
- (3) 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

第 25 号 高知県立春野総合運動公園の指定管理者の指定に関する議案

(公園下水道課（スポーツ課）)

高知県立春野総合運動公園の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立春野総合運動公園（高知県スポーツ科学センターを含む。）
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市春野町芳原2485番地
公益財団法人高知県スポーツ振興財団
- (3) 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

第 26 号 県有財産（高知中央産業団地）の処分に関する議案

（企業誘致課）

高知中央産業団地の分譲用地で県が所有している持分である 2 分の 1 を予定金額 1,005,755,222 円以内で処分することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び高知県財産条例（昭和 39 年高知県条例第 37 号）第 2 条第 1 項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- （1） 処分する土地の所在
高知市布師田字金山 3936 番 70 ほか 6 筆
- （2） 面積
73,930.40 平方メートル以内（県が所有している持分は、2 分の 1）

第 27 号 野根海岸海岸災害復旧工事請負契約の締結に関する議案

（防災砂防課）

野根海岸海岸災害復旧工事を施行するための請負契約の締結について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び高知県契約条例（昭和 39 年高知県条例第 2 号）第 2 条の規定により、県議会の議決を求めるもの

- （1） 工事名
野根海岸海岸災害復旧工事
- （2） 契約の方法
一般競争入札
- （3） 契約金額
610,500,000 円
- （4） 契約の相手方
高知市中宝永町 5 番 21 号
三谷組・甲浦海運特定建設工事共同企業体
- （5） 完成期限
令和 7 年 3 月 21 日

第 28 号 都市計画道路はりまや町一宮線防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案説明

(土木政策課)

都市計画道路はりまや町一宮線防災・安全交付金工事は、一般競争入札により、契約金額 1,687,488,000円（当初契約金額1,441,627,000円）で、高知市針木東町27番28号ミタニ・福留・須工ときわ特定建設工事共同企業体と請負契約を締結し、令和7年3月31日を完成期限（当初完成期限令和6年12月17日）として施行中であるが、既存道路と新設道路との境界部について下部構造の相違による段差を防止するため設計を見直したこと及び栈橋工の下部工と上部工との接合部について仮設工事の際に利用する大型クレーンの重みに耐えることができるよう設計を見直したことに伴い、契約金額を変更する必要性が生じたので、この工事の請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第3条の規定により、県議会の議決を求めるもの

	(変更前)	(変更後)
契約金額の変更	1,687,488,000円	→ 1,878,778,000円

第 29 号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

(河川課)

和食ダム本体建設工事は、一般競争入札により、契約金額7,603,715,400円（当初契約金額 3,284,295,000円）で、香川県高松市サンポート2番1号大成特定建設工事共同企業体（当初契約相手大成・ジョウトク・杉本土建・山本特定建設工事共同企業体）と請負契約を締結し、令和7年2月28日を完成期限（当初完成期限平成29年2月28日）^{のり}として施行中であるが、コンクリート製造設備等を撤去するとともに、当該設備等の撤去に伴う切土法面の崩壊を防止するための対策工を追加すること、ダム堤体のコンクリート打設量が当初の想定より増加したこと及びタワークレーンの解体方法を変更することに伴い、契約金額及び完成期限を変更する必要性が生じたので、この工事の請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第3条の規定により、県議会の議決を求めるもの

	(変更前)	(変更後)
契約金額の変更	7,603,715,400円	→ 7,810,052,300円
完成期限の変更	令和7年2月28日	→ 令和7年3月28日

《条例議案の概要》

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案

1 条例改正の目的

この条例は、議会の議員及び知事等に対して支給する期末手当の支給月数の改定をする等必要な改正をしようとするものである。

2 対象条例

- (1) 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
- (2) 知事等の給与、旅費等に関する条例

3 主要内容

- (1) 期末手当に係る年間支給月数の引上げ
一般職の職員の期末・勤勉手当の引上げ割合に応じた改定
年間支給月数を0.10月分引上げ(3.15月分→3.25月分)

$$\left(\text{現行の支給月数 (3.15月)} \times \frac{\text{改定後の一般職の支給月数 (4.35月)}}{\text{現行の一般職の支給月数 (4.20月)}} = 3.25月 \right)$$

区分	6月	12月	合計
現行	1.575	1.575	3.15
令和5年度	1.575	<u>1.675</u>	<u>3.25</u>
令和6年度以降	<u>1.625</u>	<u>1.625</u>	<u>3.25</u>

- (2) 知事の給料月額について特例的に減ずる適用期間を令和6年3月31日まで延長

4 施行期日等

公布の日から施行し、3(1)の令和5年12月期の期末手当に係るものは令和5年12月1日から、3(2)は同月7日から適用する。ただし、3(1)の令和6年度以降の期末手当に係るものは令和6年4月1日から施行する。

《条例議案の概要》

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案について

1 条例改正の目的

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する令和5年10月13日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員の給料月額並びに職員に対して支給する初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当の額の改定をするとともに、地方自治法の一部を改正する法律の施行による地方自治法の一部改正を考慮し、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することとし、併せて新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行により新型インフルエンザ等対策特別措置法及び地方自治法が一部改正されたことを考慮し、国、他の地方公共団体等から派遣された職員に対して支給する災害派遣手当に係る規定の整備をしようとするものである。

2 対象条例

- (1) 職員の給与に関する条例
- (2) 職員の育児休業等に関する条例
- (3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- (4) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例
- (5) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (6) 公立学校職員の給与に関する条例
- (7) 警察職員の給与に関する条例

3 主要な内容

(1) 人事委員会勧告対応

ア 給料表

初任給及び若年層に重点を置いて給料月額を改定（平均1.19%引上げ）。

イ 初任給調整手当

医師等の支給月額（限度額）を国に準じて引上げ

区 分	支給月額（限度額）	
	現 行	改正後
医師又は歯科医師	414,800 円	415,600 円

ウ 期末手当及び勤勉手当

- ・一般職員の年間支給月数を4.20月から4.35月とする。（+0.15月）

区 分		6月期	12月期	合 計
現 行		期末手当 1.25月 勤勉手当 0.85月 計 2.10月	期末手当 1.25月 勤勉手当 0.85月 計 2.10月	期末手当 2.50月 勤勉手当 1.70月 計 4.20月
改正後	令和5年度	期末手当 1.25月 勤勉手当 0.85月 計 2.10月	期末手当 1.25月 勤勉手当 1.00月 計 2.25月	期末手当 2.50月 勤勉手当 1.85月 計 4.35月
	令和6年度以降	期末手当 1.25月 勤勉手当 0.925月 計 2.175月	期末手当 1.25月 勤勉手当 0.925月 計 2.175月	期末手当 2.50月 勤勉手当 1.85月 計 4.35月

(注) 特定幹部職員に係る各支給月の勤勉手当の支給月数は、それぞれ期末手当から0.2月を振り替えたものとなる。

- ・定年前再任用短時間勤務職員 2.20月 → 2.275月 (+0.075月)
- ・特定任期付職員及び任期付研究員 3.18月 → 3.295月 (+0.115月)
- ・会計年度任用職員 2.55月 → 2.65月 (+0.10月)

(2) 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給

令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとし、期末手当及び勤勉手当の支給月数は常勤職員と同じ月数とする。(4.35月、うち期末手当：2.50月、勤勉手当：1.85月)

(3) 災害派遣手当に係る規定の整備

国、他の地方公共団体等から派遣された職員に対して支給する災害派遣手当に含まれる新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当について、名称を特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に変更する等所要の規定の整備を実施。

4 施行期日等

公布の日から施行し、3(1)アは令和5年4月1日から、3(1)ウの令和5年12月期の期末手当及び勤勉手当に係るものは令和5年12月1日から適用する。ただし、3(1)イ及びウの令和6年度以降の期末手当及び勤勉手当に係るもの並びに3(2)は令和6年4月1日から施行する。

高知県税条例の一部を改正する条例議案について

条例改正の趣旨

令和6年度から課税される森林環境税(国税)について、市町村から県に払い込まれる県民税と森林環境税のうち森林環境税分は県から国に払い込む仕組みとなっている。市町村から県への県民税の賦課徴収に係る報告については、**県民税、市町村民税及び森林環境税の課税額の合計額に対する県民税の課税額の割合**を求める必要があることから、必要な改正をするもの。

条例改正の内容

新 旧 対 照 表

新	旧
高知県税条例（抜粋）	高知県税条例（抜粋）
（個人の県民税の賦課徴収に関する報告）	（個人の県民税の賦課徴収に関する報告）
第42条 市町村長は、当該年度において決定した個人の県民税に関し、次に掲げる事項等を規則で定める様式により、その決定をした日から30日以内に、知事に報告しなければならない。	第42条 市町村長は、当該年度において決定した個人の県民税に関し、次の各号に掲げる事項等を規則で定める様式により、その決定をした日から30日以内に、知事に報告しなければならない。
（1） 県民税の納税義務者数	（1） 県民税の納税義務者数
（2） 県民税及び市町村民税の均等割の課税額の総額	（2） 県民税及び市町村民税の均等割の課税額の総額
（3） 県民税及び市町村民税の所得割の課税額の総額	（3） 県民税及び市町村民税の所得割の課税額の総額
（4） 県民税、市町村民税及び森林環境税（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第1条に規定する森林環境税をいう。）の課税額の合計額に対する県民税の課税額の割合	（4） 県民税の課税額と市町村民税の課税額の合計額に対する県民税の課税額の割合
2～5 略	2～5 略

施行期日

令和6年1月1日

高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案について

条例改正の趣旨

医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)の一部改正を考慮し、病院の人員の基準における栄養士の員数に管理栄養士を追加しようとするもの

条例改正の内容

新 旧 対 照 表

新	旧
高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例(抜粋)	高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例(抜粋)
(病院及び療養病床を有する診療所の人員の基準)	(病院及び療養病床を有する診療所の人員の基準)
第6条 法第21条第1項第1号の条例で定める病院の従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。	第6条 法第21条第1項第1号の条例で定める病院の従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
(4) 栄養士又は管理栄養士 病床数100以上の病院にあつては、1	(4) 栄養士 病床数100以上の病院にあつては、1
(5)・(6) 略	(5)・(6) 略
2・3 略	2・3 略

施行期日

令和6年4月1日から施行する。

高知県国民健康保険法施行条例の一部改正

1. 条例改正の趣旨

国民健康保険法（以下「法」という。）を施行するために、高知県国民健康保険運営協議会、国民健康保険給付費等交付金、**国民健康保険事業費納付金**（以下「納付金」という。）等に関し必要な事項を定めている条例について、**納付金の算定に係る規定の見直し及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令**（以下「政令」という。）の改正に伴う引用規定の整理を行うもの。

■【国民健康保険事業費納付金】（法第75条の7）
都道府県は、当該都道府県の国民健康保険において負担する保険給付費等交付金の交付に要する費用その他に充てるため、条例で、年度毎に、都道府県内の市町村から国保事業費納付金を徴収するものとされている。

2. 改正の背景（市町村から県への納付金の額の算定方法の変更関係）

保険料水準の統一（令和4年8月に知事と県内市町村長で基本方針を確認）

- ・人口減少・高齢化の進行により国保の財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の増加が見込まれる
- ・保険給付が全国共通の制度であるにもかかわらず住所地の市町村によって保険料負担に格差が生じている などの課題
- ・安定的、公平に運営していくためには、市町村ごとで支え合っている現在の仕組みから、県全体で支え合う仕組みに転換することが必要。

県内国保の保険料水準を統一（県内のどの市町村に住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料） ※目標年度：令和12年度
⇒各市町村の医療費の状況を各市町村の納付金に反映している現在の仕組み（各市町村の医療費の状況が各市町村の保険料に影響）を令和6年度から見直し

※住民が支払う保険料については令和12年度までに統一

3. 改正の主な内容

①納付金算定における医療費指数反映係数の取扱いの変更（第9条、第10条第1項関係）

（現行）各市町村に係る**年齢調整後医療費指数**が納付金算定に反映されるように、知事が定める。
（**医療費指数反映係数「1」**で運用することで医療費の水準の地域差を納付金算定に反映）
・規模の小さい市町村では高額医療費の発生等に伴い財政運営が不安定になる。
・被保険者にとっては住む市町村によって保険料が異なる状況。

（改正案）市町村ごとに異なる**年齢調整後医療費指数**を納付金算定に反映しない。

（**医療費指数反映係数を「零」とする。**）

- ・市町村における医療費と納付金の関係が切り離され、**市町村の国保財政が安定する。**
- ・被保険者にとっては住む市町村による保険料の差がなくなる。

最終的に住民の保険料への反映は県条例改正を踏まえた市町村条例の改正が必要

- 【**医療費指数反映係数**】（算定政令第9条第3項）
 - ・各市町村の納付金算定に年齢調整後医療費指数を反映させるための係数。
 - ・各都道府県の条例で定める基準に従い、零以上一以下の範囲内において知事が定めるとされている。

③介護納付金分の納付金の算定における平等割（世帯数割）の廃止（第21条、第22条関係）

（現行）介護納付金分の配分については、所得割・均等割（被保険者数割）・平等割（世帯数割）により算定。

（改正案）平等割を廃止し、所得割・均等割により算定する。
※介護2号被保険者（40歳以上65歳未満）の個人に賦課。

②高額な医療費の共同事業に関する規定の廃止（第10条第2項関係）

（現行）高額な医療費の発生に伴う市町村国保財政への影響を緩和するために1件につき420万円を超える医療費レセプトの200万円を超える部分を県全体（全市町村）が共同負担。

（改正案）保険料水準の統一に伴い必要性がなくなるため廃止する。

※市町村ごとに異なる年齢調整後医療費指数を、納付金算定に反映しないことから、**全ての医療費について共同負担**することとなる。

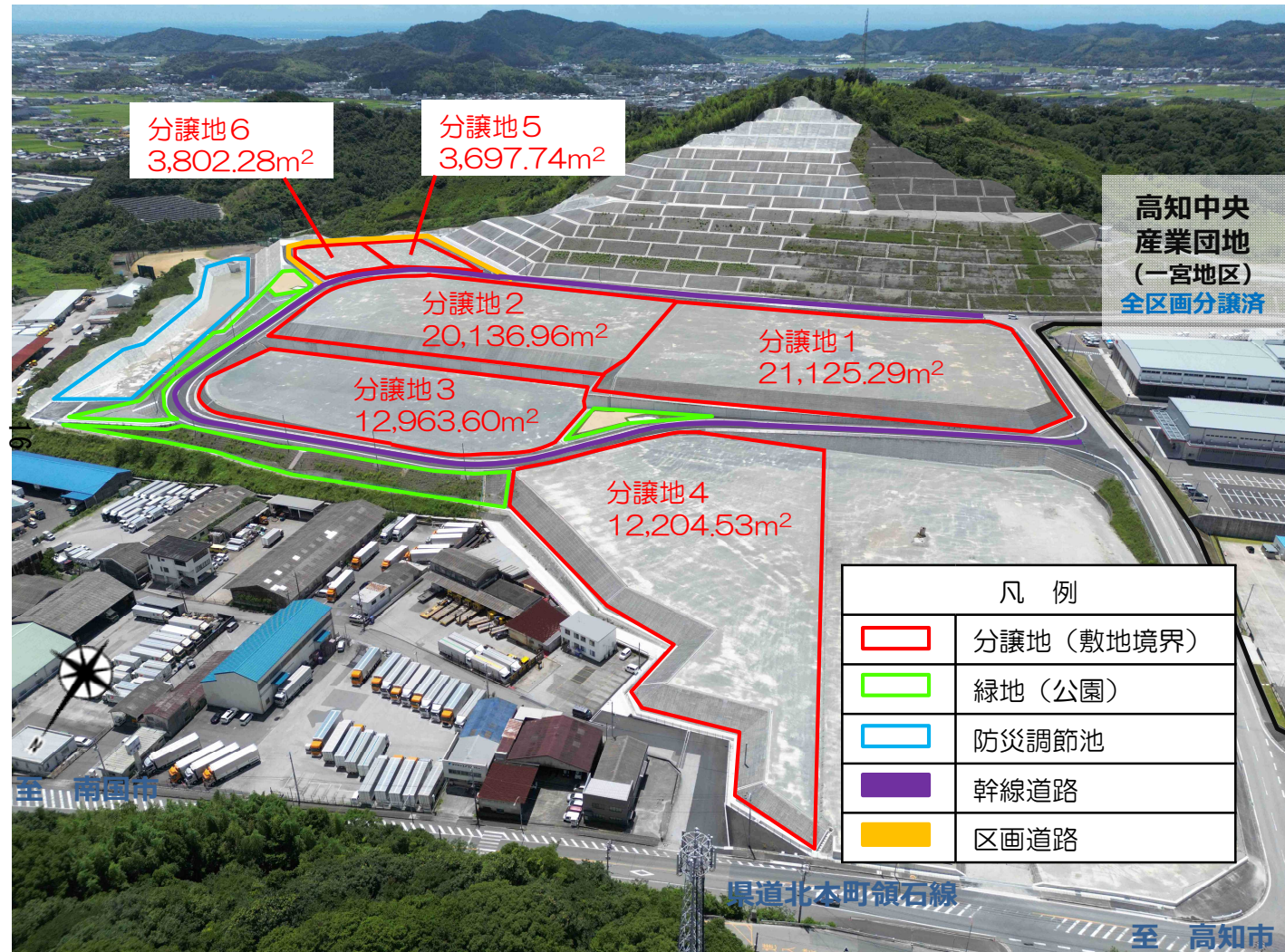
④政令改正に伴う引用規定の整理

政令の改正に対応した**引用規定の整理**をしようとするもの。

施行日：令和6年4月1日

（④の引用規定の整理のみ同年1月1日）

県有財産（高知中央産業団地）の処分に関する議案



高知中央産業団地（布師田地区）の概要

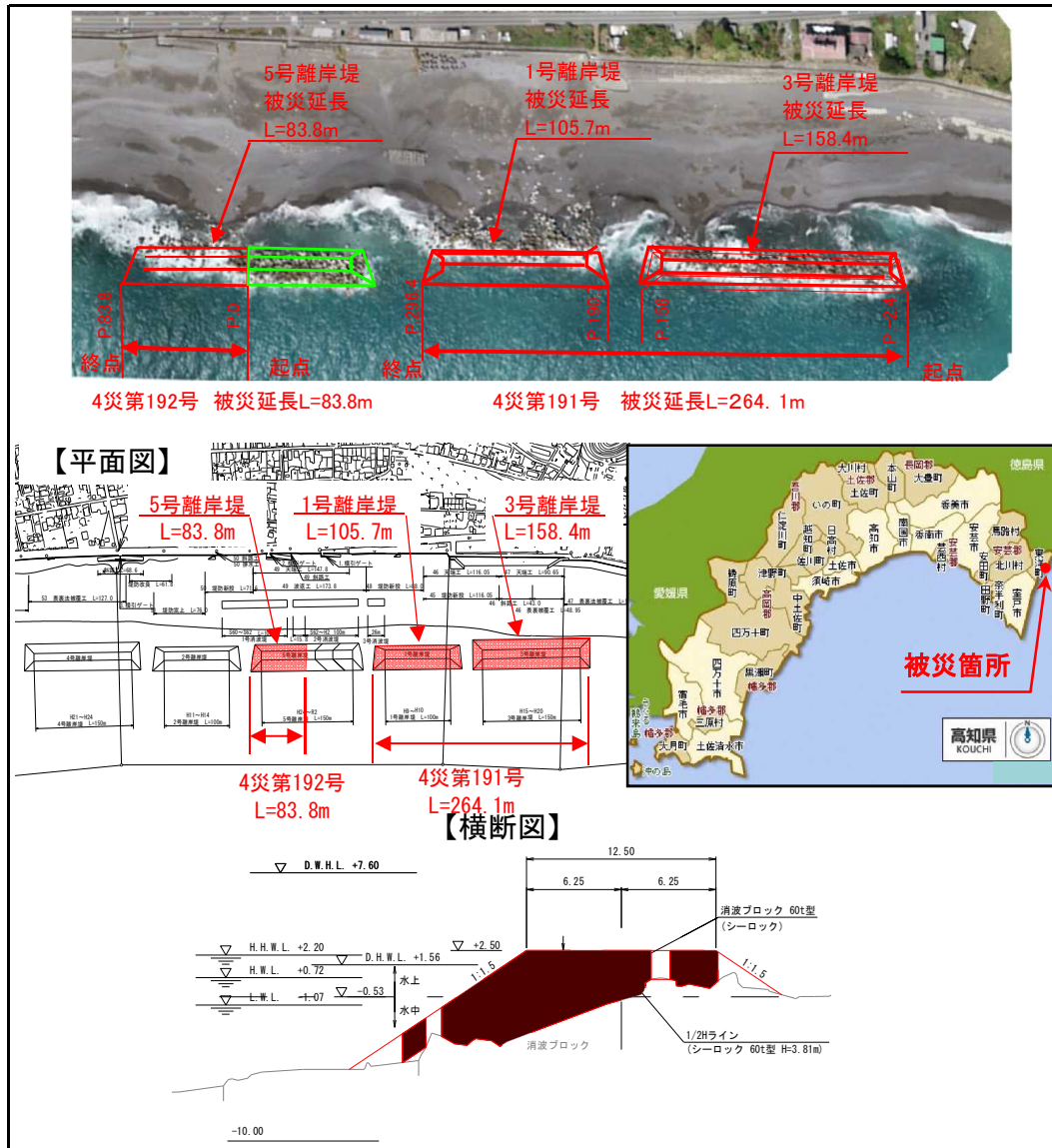
- ◆所在地：
高知県高知市一宮・布師田
- ◆事業主体：
高知県・高知市
- ◆開発面積：
176,048.04 平方メートル
- ◆分譲面積：
73,930.40 平方メートル
- ◆区画数：
6区画

今後のスケジュール（予定）

- ◆令和5年度
12月下旬
～令和6年2月上旬 分譲公募期間
- 3月中旬 立地企業選定委員会開催
(譲受人審査)
- ◆令和6年度
4月中旬 譲受人決定
4月下旬以降 土地引渡し開始

野根海岸 海岸災害復旧工事 (4災第191号)

1 位置図等

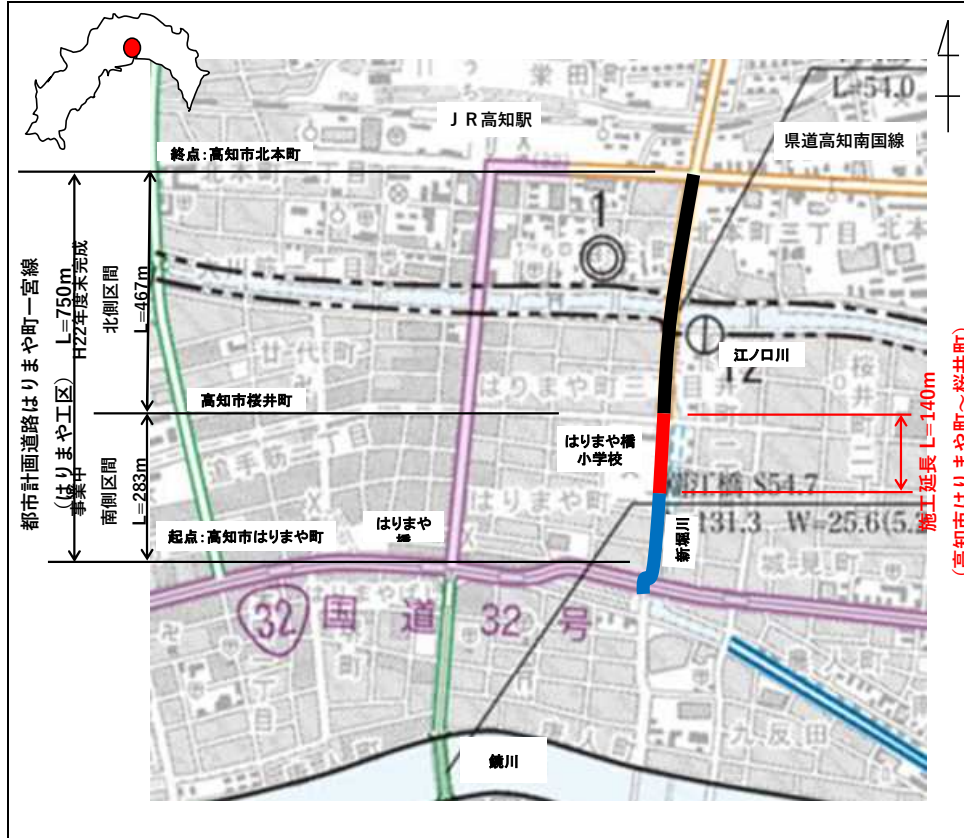


2 工事概要

海岸名	野根海岸
施工場所	高知県 安芸郡 東洋町 野根
工事内容	復旧延長 L=347.9m 消波ブロック据付 N=421個 消波ブロック製作 N=402個
事業効果	野根海岸では、令和4年9月に発生した台風14号により、東洋町野根の離岸堤が約350mにわたり被災した。 海岸背後には緊急輸送道路に指定されている国道55号が併走しているとともに、多くの人家が集まっているため、災害復旧工事を早期に実施することにより、背後地の安全を確保するものである。
入札方法	一般競争入札
応札業者	1者
契約の相手方	みたにぐみ かのうらかいうんとくいでいけんせつこうじきょうどうきぎょうたい 三谷組・甲浦海運特定建設工事共同企業体
完成期限	令和7年3月21日
契約金額	610,500,000円

都市計画道路はりまや町一宮線防災・安全交付金工事
(道交都(防災・安全) 第4-8号)

1 位置図



2 工事概要

路線名	都市計画道路はりまや町一宮線
施工場所	高知市はりまや町～桜井町
工事内容	施工延長L=140m 栈橋工L=131m
事業内容及び事業効果	<p>本工区は、平成12年度に事業着手し、はりまや橋小学校までの北側区間が平成22年度末に完成したが、残る区間については、歩道が狭隘であり、通学の児童等が危険な状況となっている。</p> <p>このため、広い歩道を整備し、歩行者や自転車の安全を確保するとともに、4車線整備を行うことで、渋滞を解消し交通の流れの円滑化を図る。</p> <p><整備による効果></p> <p>(1) 歩行者・自転車の安全確保 (2) 渋滞の解消と円滑な自動車通行の確保</p> <p>栈橋工(2期工事)は、一般競争入札により、令和4年3月23日に、高知県高知市針木東町27番28号「ミタニ・福留・須工ときわ特定建設工事共同企業体」と請負契約を締結して施工中である。</p>
変更内容	<ul style="list-style-type: none"> ・現道と新道(栈橋部)との接合部について、下部構造の相違による段差を防止するため、現道とFRP床版(栈橋部)の設計を見直した。 ・栈橋工の下部工(杭基礎)と上部工の接合について、溶接としていたが、下部工については、上部工の工場製作中に、隣接工事(石垣工事)の仮設ヤード(仮栈橋)として使用するため、仮設時の大型クレーンの重みによる下部工のずれを溶接より許容できる接合(キャップ形式)に設計を見直した。
契約の相手方	ミタニ・福留・須工ときわ特定建設工事共同企業体
完成期限	令和7年3月31日
契約金額	変更前: 1,687,488,000円 変更後: 1,878,778,000円 (191,290,000円増額)

和食ダム本体建設工事 変更議案説明資料

● 工事概要

- ・工事名 : 和食ダム本体建設工事 ・工事番号 : 和食ダム本体(債)第1号
- ・請負者 : 大成特定建設工事共同企業体 代表者 大成建設株式会社
- ・工期 : H25.10.16～R7.2.28 ⇒ R7.3.28(28日間延長)
- ・契約額 : 7,603,715,400円 ⇒ 7,810,052,300円(206,336,900円増額)
- ・状況 : R4年9月から再開した堤体コンクリートの打設がR5.9に完了

● 主な変更内容

1. 左岸堤体コンクリートの打設量増【約5千万円増】

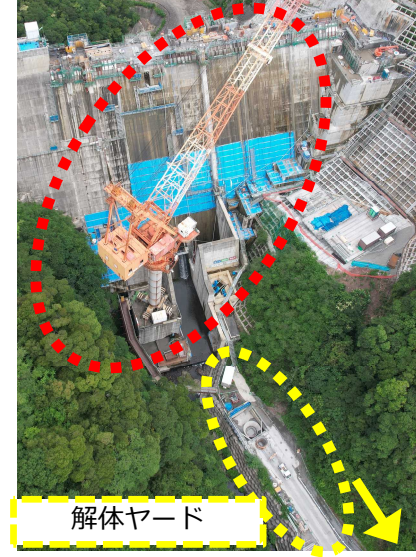


変更理由
堤体コンクリート打設量精査によるもの

主な変更内容
コンクリート 約2万2千m³⇒2万3千m³
(約5%増)

打設完了後【撮影：R5.9】

2. タワークレーン解体方法の変更【約3千万円増】



変更理由
ヤードが狭隘なため、解体方法を見直す

変更内容
組立式から自走式
かつ 棧橋等の追加
施設が不要な規格に
変更
(200t吊り
⇒400t吊り)

解体ヤード

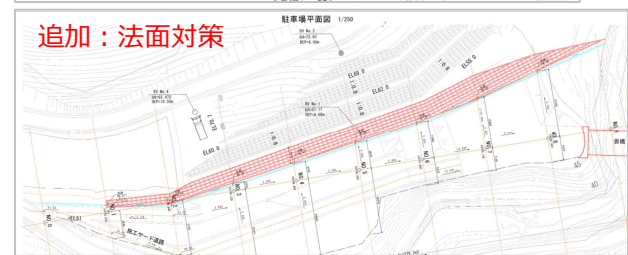
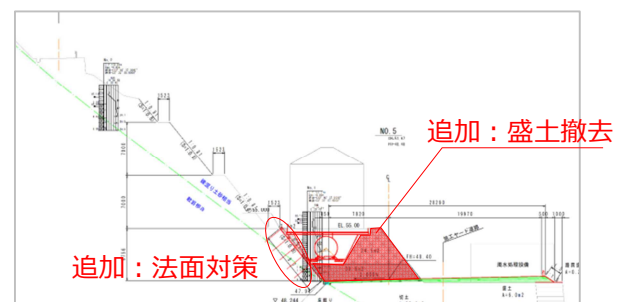
3. 仮設備撤去に伴う敷地仕戻しの追加等【約1億2千万円増】【約1ヶ月の工期延長】



変更理由
仮設備(骨材ビン・ベルトコンベア等)撤去にあわせて必要となる仕戻しを追加
(当初設計時は、敷地活用が未定のため未計上)

変更内容
仮設備撤去にあわせて盛土撤去及び法面対策(法枠工A=1270m²及び鉄筋挿入工)を追加する

※敷地は、芸西村や地元と協議を重ねた結果、駐車場や芝生広場として活用を計画。
(別途工事で対応)



● <参考>今後の内容変更見込み

- ・令和6年9月議会(予定) : 基礎処理工等の増額変更
- ・令和7年2月議会(予定) : インプレスライド等による増額変更

令和5年度 12月補正予算（案）の概要



令和5年12月
高知県総務部財政課

- 国の総合経済対策を最大限活用し、物価高騰の影響を受けている事業者や生活者への支援を強化するとともに、防災・減災に資するインフラ整備を着実に推進
- 新たな時代の成長の原動力であるデジタル化、グリーン化、グローバル化の視点から、施策を一層強化

1. 原油価格・物価高騰対策

2,049百万円

<構造転換に向けた支援>

- ◆省力化や生産性の向上を見据えてデジタル化に取り組む事業者を支援
- ◆農林水産業分野における生産性向上や省エネに資する設備等の導入を支援

など

<影響軽減に向けた支援>

- ◆物価高騰の影響を受けている医療施設や社会福祉施設、私立学校等のほか、農業者・漁業者等を支援
- ◆LPガスを使用する一般消費者等や特別高圧で受電する事業者の負担を軽減

など

2. 5か年加速化対策等への対応

25,657百万円

- ◆国の5か年加速化対策を活用し、防災・減災に資するインフラ整備を加速

など

3. デジタル化、グリーン化、グローバル化の推進

388百万円
(債務負担行為額286百万円)

- ◆省力化や生産性の向上を見据えてデジタル化に取り組む事業者を支援 【再掲】
- ◆再生可能エネルギーの導入を促進するため、太陽光発電設備・蓄電池設備の導入を支援
- ◆高知龍馬空港新ターミナルビルの整備に向けた地質調査や基本設計等を実施

※小計は再掲を除く

など

12月補正予算（案）の全体像

歳入

(単位 千円、%)

区分	令和5年度				計 (A+B=C)	前年度12月補正後 (D)	前年度12月比 増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額					
		通常分	経済対策分	小計(B)			
(1) 一般財源	322,022,194	1,372,546	2,407,326	3,779,872	325,802,066	327,088,799	△ 0.4
県税	67,534,616				67,534,616	70,096,774	△ 3.7
地方消費税清算金	36,778,876				36,778,876	34,416,110	6.9
地方譲与税	14,359,251				14,359,251	14,352,293	0.0
地方交付税等	182,551,000	1,361,149	2,407,326	3,768,475	186,319,475	185,303,720	0.5
(うち臨時財政対策債)	(2,120,000)				(2,120,000)	(6,805,000)	(△ 68.8)
財調基金取崩	8,085,376				8,085,376	9,873,309	△ 18.1
その他	12,713,075	11,397		11,397	12,724,472	13,046,593	△ 2.5
(2) 特定財源	165,632,954	△ 2,077,250	29,015,602	26,938,352	192,571,306	210,077,256	△ 8.3
国庫支出金	86,138,084	△ 716,385	16,903,801	16,187,416	102,325,500	125,514,620	△ 18.5
県債	48,050,800	△ 1,237,400	11,530,300	10,292,900	58,343,700	57,756,000	1.0
(うち行政改革推進債・退職手当債)	(3,000,000)				(3,000,000)	(4,000,000)	(△ 25.0)
減債基金(ルール外分)等	5,507,292				5,507,292	587,353	837.6
その他	25,936,778	△ 123,465	581,501	458,036	26,394,814	26,219,283	0.7
総計 (1)+(2)	487,655,148	△ 704,704	31,422,928	30,718,224	518,373,372	537,166,055	△ 3.5
財源不足額 (ア+イ+ウ:再掲)	16,592,668				16,592,668	14,460,662	14.7

【参考】

重点支援地方交付金の活用状況
(臨時交付金)

(単位:億円)

活用可能額	87.0
R4国補正分・ R4国予備費	51.7
R5国補正分	35.3
6月・9月補正 活用額	50.2
12月補正活用額	24.3
今後活用予定額	12.5

歳出

(単位 千円、%)

区分	令和5年度				計 (A+B=C)	前年度12月補正後 (D)	前年度12月 比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額					
		通常分	経済対策分	小計(B)			
(1) 経常的経費	389,071,497	2,367,256	4,111,591	6,478,847	395,550,344	415,517,750	△ 4.8
人件費	105,426,697	1,596,168		1,596,168	107,022,865	113,648,646	△ 5.8
扶助費	12,732,452	487,341		487,341	13,219,793	13,156,295	0.5
公債費	66,880,149				66,880,149	65,125,894	2.7
その他	204,032,199	283,747	4,111,591	4,395,338	208,427,537	223,586,915	△ 6.8
(2) 投資的経費	98,583,651	△ 3,071,960	27,311,337	24,239,377	122,823,028	121,648,305	1.0
(補助)普通建設事業費	60,010,849	△ 3,074,145	26,450,797	23,376,652	83,387,501	80,697,771	3.3
(単独)普通建設事業費	31,887,005	2,185	860,540	862,725	32,749,730	33,266,231	△ 1.6
災害復旧事業費	6,685,797				6,685,797	7,684,303	△ 13.0
総計 (1)+(2)	487,655,148	△ 704,704	31,422,928	30,718,224	518,373,372	537,166,055	△ 3.5

省力化や生産性の向上を見据えてデジタル化に取り組む事業者を支援するとともに、農林水産業分野における生産性向上や省エネに資する設備等の導入を支援

中小企業等への支援

315,003千円

新 デジタル技術活用促進事業費補助金
315,003千円（臨時交付金10/10） [産業デジタル化推進課]

中小企業等における省力化や生産性の向上を促進するため、デジタル化の取組を支援

<一般枠>

生産性の向上に資するITツールの導入やインフラの整備等を支援

補助先：県内中小企業等
補助率：1/2以内（上限4,500千円） ※国補助金と併用で最大3/4以内
活用イメージ：電子帳簿保存法に対応する会計・受発注システムの導入
業務の効率化のための勤怠システムの導入
在庫ロスの削減のための在庫情報のデータ化 など

<デジタル化加速枠>

製品開発やビジネスモデルの変革など、より高度なデジタル化の取組を支援

補助先：県内中小企業等
補助率：2/3以内（上限10,000千円） ※国補助金と併用で最大3/4以内
活用イメージ：高度化したデジタルマーケティングツールの販売・活用サポート事業 など

Point

- 国のIT導入補助金（通常枠）又はものづくり補助金（デジタル枠）との併用により最大3/4を支援
- 加えて、国の補助金では対象外となる機器購入経費などの企業のデジタル化推進に必要となる投資を総合的に支援

農林水産事業者への支援

449,515千円

拡 ①次世代型ハウス省エネルギー設備等導入推進事業費補助金
②肥料等高騰緊急対策設備投資支援事業費補助金
36,067千円（臨時交付金10/10） [農業イノベーション推進課ほか]

農業者等に対して、省エネや化学肥料の使用量低減に資する設備等の導入を支援

補助率：2/3以内（水熱源ヒートポンプ、太陽光発電設備、ペレット製造機等）

拡 ③環境負荷低減農業転換促進事業費補助金
44,543千円（臨時交付金10/10） [環境農業推進課]

農業者等に対して、環境負荷の低減につながる設備等の導入や実証等を支援

補助率：1/2以内（先進的技術導入の課題に係る実証等（水熱源ヒートポンプ等））
1/3以内（化学農業低減につながる設備等の導入（防虫ネット、常温煙霧機等））

拡 ④園芸用ハウス等リノベーション事業費補助金
170,000千円（臨時交付金10/10） [農業イノベーション推進課]

生産基盤の強化を図るため、既存ハウスの高度化による長寿命化等を支援

補助率：1/3以内（ハウス本体の高度化に要する資材）、1/2以内（環境制御装置等）

拡 ⑤高性能林業機械等整備事業費補助金等
119,768千円（国10/10：うち臨時交付金70,718千円） [木材増産推進課]

林業事業者に対して、燃費性能の高い高性能林業機械等の導入を支援

補助率：①1/2以内（ハーベスタ等） ※原木生産量増加等の採択要件を満たす場合
②1/3以内（①の要件を満たさないものなどが対象）

拡 ⑥漁業用燃油等高騰緊急対策設備投資支援事業費補助金
79,137千円（臨時交付金10/10） [水産業振興課]

漁業者・養殖業者に対して、生産性向上やコスト削減に資する機器の導入を支援

補助率：1/2以内（LED集魚灯、スマート給餌器等）

物価高騰の影響を受けている医療・社会福祉施設や私立学校、農業者・漁業者等への支援を行うとともに、LPガスを使用する一般消費者や特別高圧で受電する事業者の負担を軽減

電気料高騰等の影響への支援 710,806千円

①医療・社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金
512,875千円（臨時交付金10/10） [医療政策課ほか]

医療・社会福祉施設等に対して、施設規模等に応じて支援

<医療施設等> ※県が開設許可等を行う民間施設等
病院(800千円+病床数×16.4千円)、有床診療所(800千円+病床数×6.4千円)、
無床診療所(内科・歯科:200千円)、訪問看護ステーション(250千円)、薬局(100千円)、
助産所(50千円)、あはき・柔道整復(30千円)

<社会福祉施設等(介護、障害、児童)> ※県が指定を行う民間施設等
介護サービス事業所等(通所系・訪問系100千円、入所系150～350千円)
障害福祉サービス事業所等(通所系・訪問系100千円、入所系150～350千円)
児童福祉施設等(訪問系100千円、入所系150～250千円)、里親(20千円/世帯)

②私立学校電気料等高騰緊急支援給付金
7,501千円（臨時交付金10/10） [私学・大学支援課]

電気代等の高騰の影響を受けた学校法人等を支援

対象施設：小・中・高・特別支援学校・専修学校を設置する学校法人等
給付額：電気料等高騰分の1/2相当

③特別高圧電気料高騰緊急支援給付金
190,430千円（臨時交付金10/10） [商工政策課]

特別高圧（国支援の対象外）で受電する事業者を支援

対象者：特別高圧契約で受電している鉱工業者又は商業施設（テナント含む）
※大企業は、営業利益額が前年度比で減少している者が対象
給付額：単価（円/kwh）× R5.10月～R6.5月の電力使用量（kwh）
※上限50,000千円/者、大企業は1/2の単価

給付金単価の算定式	$\frac{1.8\text{円/kwh}}{\text{(国の高圧電力の値引き単価)}} \times \text{対象者毎の特別高圧の単価 (円/kwh)}$	$\times \frac{\text{高圧電力の単価 (円/kwh)}}{\text{高圧電力の単価 (円/kwh)}}$
	※R6.5月のみ0.9円/kwh	

燃油・飼料等の購入経費への支援 175,739千円

①肥料高騰緊急対策事業費補助金
43,051千円（臨時交付金10/10） [環境農業推進課]

対象者：農業者
対象経費：肥料コスト増加分の1/2相当額
対象期間：（秋肥）R5.6～10、（春肥）R5.11～R6.5
※農業用肥料の購入見込みの増加に伴う予算額の増額

②漁業用燃油等高騰緊急対策給付金事務委託料
118,414千円（臨時交付金10/10） [水産業振興課]

対象者：セーフティネット（燃油・飼料）加入漁業者・養殖業者
対象経費：セーフティネット発動時の漁業者・養殖業者負担分の1/2相当額
対象期間：R5.7～R6.3
※燃油及び飼料価格の上昇に伴う予算額の増額

③土佐和牛肥育経営体質強化緊急支援事業委託料
14,274千円（臨時交付金10/10） [畜産振興課]

土佐和牛（黒毛和種）の枝肉価格下落により影響を受けている肥育農家を支援

対象者：セーフティネット（牛マルキン）加入土佐和牛（黒毛和種）肥育農家
対象経費：1頭あたり40千円
※R5.10～R6.3に販売された土佐和牛（黒毛和種）が対象

LPガス高騰の影響への支援 366,157千円

LPガス料金高騰対策支援事業費補助金
366,157千円（臨時交付金10/10） [消防政策課]

料金高騰による影響軽減を図るため、一般消費者等に係るLPガス代を支援

支援対象者：一般消費者等（一般社団法人高知県LPガス協会を通じた支援）
対象期間：R6.3～4月分のLPガス料金
支援内容：1か月あたり800円の値引きを2か月間行う

国の5か年加速化対策を活用し、防災・減災対策に資するインフラ整備を加速

補正額：257億円
(うち5か年加速化対策247億円)

＜国の公共事業予算規模と本県最終予算額の比較＞

- ①国の5か年加速化対策予算は、昨年度から増加
- ②本県の加速化対策の全国シェアは、昨年度から増加

	R4年度	R5年度
国予算	1兆2,500億円	1兆3,000億円
県予算	234億円	(※)12月補正 247億円
シェア率	1.87%	1.90%

道路事業 (114.8億円)

- 8の字ネットワークを構成する道路等の整備を促進
 - ・国道493号(北川道路)、窪川佐賀道路
ほか6路線
- 緊急輸送道路等における落石対策を計画的に推進
 - ・県道安田東洋線(安田町～北川村)
ほか43路線 など



【北川道路】
(8の字ネットワークの整備)

港湾・海岸・漁港事業 (28.4億円)

- 港湾施設の地震・津波対策等を推進
 - ・高知港 須崎港
- 海岸保全施設の地震・津波対策等を推進
 - ・宇佐漁港海岸 ほか6海岸
- 漁港施設の台風・低気圧対策等を推進
 - ・安芸漁港(安芸市) ほか7漁港



【高知港】
(港湾施設の地震・津波対策)

河川事業 (66.5億円)

- 河川の堤防や水門・排水機場の地震・津波対策を推進
 - ・国分川(高知市) ほか5河川
- 豪雨等による被害を最小限に食い止めるため、河川改修を推進
 - ・安芸川(安芸市) ほか3河川 など



【国分川】
(河川堤防の耐震対策)

耕地事業 (9.1億円)

- 農地を整備し、担い手への農地集積を推進
 - ・庄毛地区ほか7地区
- 農業用ため池の耐震工事等を実施
 - ・宿毛1期地区ほか8地区 など



【宿毛市1期地区】
(ため池の耐震対策)

砂防事業 (21.1億円)

- 防災上重要な施設を土砂災害から保全するため、砂防関係施設の整備を推進
 - ・仁西地区(高知市) ほか54箇所



【仁西地区】
(急傾斜地崩壊防止施設の整備)

造林・治山・林道事業 (16.1億円)

- 再造林や間伐などの森林整備を推進
 - ・東洋町など県内市町村
- 山地災害の復旧整備を推進
 - ・三津(室戸市) ほか14箇所
- 林道整備を推進
 - ・林道河口落合線(香美市) ほか8路線



【林道河口落合線】
(林道整備の推進)

都市公園事業 (0.5億円)

- 都市公園の整備を推進
 - ・鏡野公園 など

デジタル化に取り組む事業者の支援や、クルーズ船受入体制の充実による国際観光の推進に取り組むとともに、再生可能エネルギーの導入を促進するため、太陽光発電設備・蓄電池設備の設置を支援

事業者へのデジタル化支援 323,495千円

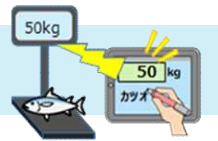
新 ①デジタル技術活用促進事業費補助金【再掲】
315,003千円（臨時交付金10/10）[産業デジタル化推進課]

中小企業等における省力化や生産性の向上を促進するため、デジタル化の取組を支援

新 ②産地市場スマート化モデル構築事業費補助金
8,492千円（臨時交付金10/10）[水産政策課]

モデル地域における、電子入札など水産物卸売市場のスマート化に資する機器等の導入を支援

補助先：漁業協同組合
補助率：2/3以内（自動計量システム、電子入札機器等）



国際観光の推進 【債務負担】142,246千円

客船受入等業務委託料 【債務負担(R6)】 142,246千円
[港湾振興課ほか]

クルーズ船寄港の定着化や新たなクルーズ船の誘致、観光客の増につながるため、寄港時の高知新港及び高知市街地での受入体制を強化

〈高知新港対応〉

内容：客船寄港時の歓迎行事、観光案内、シャトルバスの運行等

〈市街地対応〉

内容：臨時観光案内所の設置、大型客船寄港時の渋滞対策等

太陽光発電設備の導入促進 370,000千円

拡 ①住宅用太陽光発電設備等導入推進事業費補助金
270,000千円（臨時交付金10/10）[環境計画推進課]

住宅への太陽光発電設備・蓄電池設備の導入を支援

対象者：県内に対象設備を設置する個人（市町村を通じた間接補助）
対象期間：令和6年2月～令和7年3月（予定）
対象機器：太陽光発電設備、蓄電池（V2H設備も含む）
※V2H：電気自動車やプラグインハイブリッド車のバッテリーに貯めている電力を自宅で使えるようにする機器
※太陽光発電設備の購入のみは対象外



拡 ②太陽光発電設備等導入推進事業費補助金
100,000千円（臨時交付金10/10）[環境計画推進課]

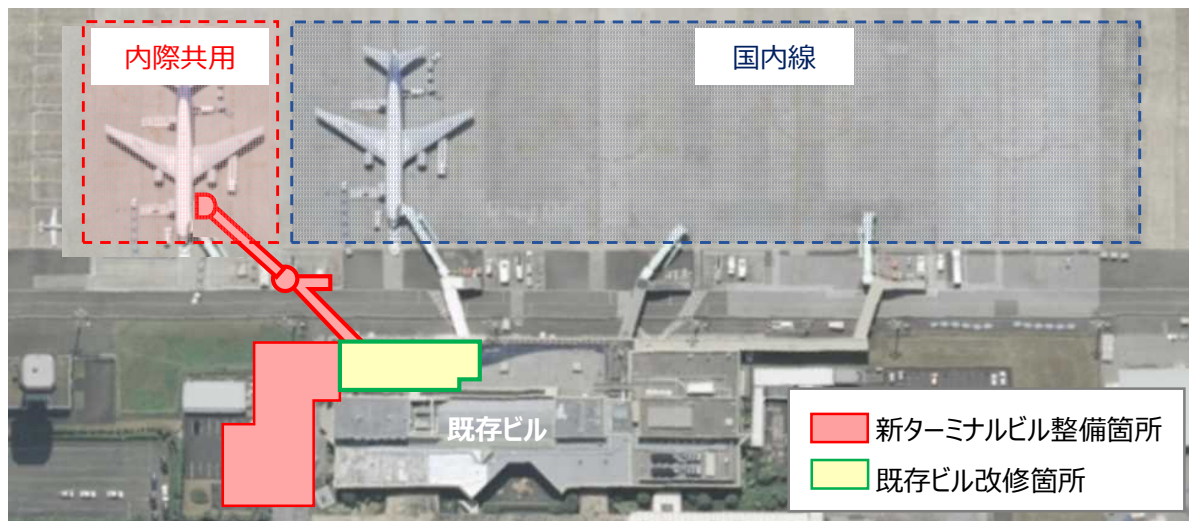
民間事業者が行う、太陽光発電設備・蓄電池設備の導入を支援

補助先：県内に事業所がある民間事業者
補助率：1/3以内（上限5,000千円）
対象機器：太陽光発電設備、蓄電池
※太陽光発電設備の購入のみは対象外

インバウンド観光客の誘致拡大を目指して、国際定期便が受け入れ可能な新ターミナルビルを整備

高知龍馬空港新ターミナルビル整備案

第9回高知龍馬空港・航空ネットワーク成長戦略検討会議(R5.10.30)で承認された整備案を踏まえ、現在のターミナルビルと一体的に整備するための設計に着手



用途	内際共用（搭乗待合室、PBB）
整備規模	3,376㎡ 新ターミナルビル整備 : 2,611㎡ 既存ビル改修 : 765㎡
整備費用	19.48億円
工期	21ヶ月
経済波及効果	4.94億円/年 (国際定期便100往復/年の場合)

12月補正予算内容

①高知龍馬空港施設地質調査委託料【9,900千円】

- 内容：新ターミナルビル整備予定地の地質調査
- 委託方法：指名競争入札

②高知龍馬空港施設設計委託料【債務負担144,155千円】

- 内容：新ターミナルビル整備にかかる基本設計及び実施設計
- 委託方法：随意契約（プロポーザル）

整備スケジュール案

令和5年度中に設計に着手し、令和7年10月の供用開始を目指す

項目	R5年度	R6年度	R7年度
設計		約8ヶ月	
工事			約13ヶ月

供用開始 →



新 ①動物愛護センター測量調査等委託料

1,672千円【債務負担(R6)2,299千円】〔業務衛生課〕

高知市と共同で設置する動物愛護センターの整備に向けて、候補地（高須浄化センター用地）における測量調査等を実施

【スケジュール】 測量調査：R6.1～5
設計委託：R6
建設工事：R7～8（予定）



拡 ②介護事業所等サービス継続支援事業費補助金

253,983千円（国2/3）〔長寿社会課〕

新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービスの継続を図るため、緊急時の人材確保など通常想定されないかかり増し費用等を支援

補助先：社会福祉法人等
補助率：定額

新 ③県産米消費拡大支援事業委託料

50,000千円（臨時交付金10/10）〔農産物マーケティング戦略課〕

県産米の需要を高めるため、観光客を対象とした高知県産新米キャンペーンを県内宿泊施設と連携して実施

支援対象：県内宿泊施設
支援内容：キャンペーン実施に必要な高知県産新米の購入費等
対象期間：R6.8～R6.11



拡 ④高知龍馬マラソン開催費補助金

14,695千円

〔スポーツ課〕

高知龍馬マラソン2024の参加申込み数が当初の見込みを下回り、参加料収入が減少することに伴い、大会開催に必要な経費を補助

補助先：高知龍馬マラソン実行委員会
補助率：定額

⑤宿毛市総合運動公園陸上競技場整備事業費補助金

【債務負担(R6)】179,950千円 〔スポーツ課〕

県西部地域唯一の公認陸上競技場である宿毛市総合運動公園陸上競技場の公認継続にかかる費用を補助

補助先：宿毛市
補助率：1/2以内（負担割合：県1/2、宿毛市1/4、幡多5市町村1/4）
対象経費：改修工事費

拡 ⑥高知新港コンテナ利用促進事業費補助金

12,600千円（臨時交付金10/10）〔港湾振興課〕

高知新港の活性化を図るため、同港へ新規に就航した船社を支援

補助先：高知新港に新規就航した船社
補助率：定額（1寄港あたり100万円）

⑦新たな管理型最終処分場整備事業費負担金

【債務負担(R6-R9)】2,047,216千円 〔環境対策課〕

新たな管理型最終処分場について、追加安全対策や労務単価・資材価格高騰等への対応のため、整備に必要な経費を追加で負担

負担先：（公財）エコサイクル高知

指定管理者による運営管理を行う県有施設について、令和6年度以降の指定管理候補者を選定のうえ、管理運営委託料を定める。

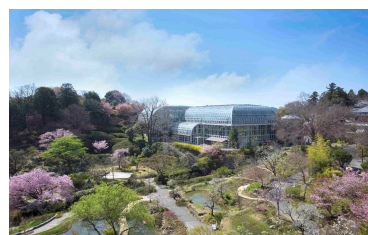
○美術館



○歴史民俗資料館



○牧野植物園



○のいち動物公園



○春野総合運動公園



(単位：千円)

No.	施設名	指定管理候補者	選 定 法	指 定 期 間 (年度)	管理運営委託料 【債務負担行為】	所管課
					総 額	
1	美術館	(公財) 高知県文化財団	直指定	R6~R10	1,787,001	文化国際課
2	文学館				692,400	
3	歴史民俗資料館				1,032,983	歴史文化財課
4	坂本龍馬記念館				907,205	
5	県民文化ホール	高知県立県民文化ホール共同企業体	公募	R6~R10	646,349	文化国際課
6	スポーツ科学センター	(公財) 高知県スポーツ振興財団	公募	R6~R10	237,769	スポーツ課
7	牧野植物園	(公財) 高知県牧野記念財団	直指定	R6~R8	1,527,219	自然共生課
8	のいち動物公園	(公財) 高知県のいち動物公園協会	直指定	R6~R10	2,078,776	公園下水道課
9	春野総合運動公園	(公財) 高知県スポーツ振興財団	公募	R6~R10	1,411,455	公園下水道課
9施設		合 計			10,321,157	